

6 生私振第 1 0 5 2 号

令和 6 年 1 0 月 7 日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長

伊 与 浩 暁

令和 6 年度教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）
に係る事業実施計画書等の提出について

標記の件について、文部科学省から東京都に対して周知依頼がありました。該当がある場合は下記により学校法人から直接、文部科学省に事業実施計画書等を提出してください。

本補助金は、令和 6 年 6 月 3 日付けで国が交付決定を行ったところではありますが、この度、新たに交付を希望する学校法人に対し、追加募集を行うものです。

該当がない場合は、事業実施計画書等の提出は不要です。

記

1. 対象学種

学校法人立の幼稚園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校

※幼稚園型認定こども園については、こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」の対象となるため除く。

2. 追加募集の対象補助事業

医療的ケア看護職員配置事業

3. 提出書類

(1) 事業実施計画書（別記 2 様式 1）

(2) 交付申請一覧（様式第 2）

上記のデータ等は、1 0 月 7 日（月曜日）1 9 時以降、以下の URL にある

「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」からダウンロードできます。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

4. 提出期限

令和6年11月1日（金）17：00 ※締切厳守

5. 提出方法

（１）①、②のExcel ファイルを提出先へメールにて送付

（２）①、②のPDF ファイルを提出先へメールにて送付

※（２）のPDF ファイルは1つにまとめて、ファイル名は「【学校法人名】R6 交付申請予定」とすること。

6. 提出先

文部科学省特別支援教育課支援第一係

メールアドレス：seika@mext.go.jp

※学校法人から直接、文部科学省に提出すること。

※件名は「【学校法人名】R6. 2次募集 切れ目ない補助金事業実施計画書」とすること。

7. 留意事項

（１）（経費の配分・使用方法）における内訳については、使途及び数量等が把握できるよう詳細に記載してください

※令和6年度の交付内定額の決定においては、交付申請予定額及び事業実施計画書に記載の経費を精査し、以下の経費を対象外と整理しています。補助対象経費に該当する経費が計上されていないことを確認の上、提出ください。

（参考）令和6年度の交付内定額の決定に当たり対象外と整理した経費

＜補助事業全体＞

・補助対象目的外の経費であり、補助対象外であると当省が整理した経費

＜医療的ケア看護職員配置事業＞

上記に加え、以下についても対象外と整理

・医療機器（パルスオキシメーター、体温計等）

・医療的ケア児受入れのための整備（フロアマット、ベッド、ポータブルトイレ等）

・研修実施に係る経費（研修講師派遣・会議費・研修受講料）

・指示書の発行に係る経費

（２）過去の実績等を考慮し、実績報告時において不用額が過多とならないようにしてください。

（３）本年度予算の範囲内での内定となるため、執行や申請の状況によって交付申請予定額通りの交付とならない可能性があります。令和7年度の手続きにおいては、過年度の交付決定額に対する不用額の割合等に応じて調整を行い、傾斜をつけて交付内定を行う予定です。

(4) 文部科学省からの交付内定前に発生した費用については補助対象外となります。

<よくあるご質問（回答：文部科学省）>

Q1：申請・交付決定・精算等の補助金に関する事務手続きは学校法人と文部科学省が直接やり取りするのか。

A1：令和6年度分については、学校法人と文部科学省が直接、補助金に関する事務手続きを行います。令和7年度以降については、令和6年度の申請状況等を踏まえ検討する予定です。

Q2：障害のある医療的ケア児を受入れている学校法人立の幼稚園において、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）と私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）を重複して活用することは可能か。

A2：同一の取組に対して国の補助金を重複して交付することは認められません。

ただし、取組ごとに財源や用途等を明確に区分することが可能な場合、それぞれの補助金に申請することは可能と考えます。

例えば、障害のある医療的ケア児受入れのための取組として、①医療的ケア看護職員の配置と、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入を行う場合、取組毎に切り分けを行い、①医療的ケア看護職員の配置については切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）、②医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入については私学助成（幼稚園等特別支援教育経費）に申請するといったことが考えられます。

Q3：医療的ケアとは何を指すのか。

A3：一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。具体的な行為が医行為に該当するか否かについては、都道府県の医事担当課にご確認をお願いします。なお、本補助事業は医療的ケアを行うために看護師等及び介護福祉士等を配置するために係る経費を補助するものであり、医療的ケアを行う者が医療的ケア以外の業務に従事している場合、医療的ケアの業務に係る経費のみを計上することとします。

8. 今後の予定

令和6年11月 1日 事業実施計画書等の提出締切

令和6年11月15日 交付内定

令和6年12月11日 交付申請提出依頼

令和7年 1月10日 交付申請提出締切

令和 7 年 2 月 3 日 交付決定
令和 7 年 3 月 上旬 実績報告書等提出依頼
令和 7 年 4 月 中旬 実績報告書提出締切
令和 7 年 4 月 下旬 額の確定

※上記日程は現時点での予定であり、今後変更する場合がありますことに留意ください。

9. その他

今年度末にご提出いただく実績報告（事業実施報告書）について、別添（5）のような変更を行うことを検討している旨、文部科学省から連絡を受けています。

具体的には、以下について新たにご記載いただくことを想定しているとのことです。

・「別記 2 様式 2」医療的ケア看護職員配置事業「（3）— 2 雇用等に係る経費」①旅費・人件費等総額、②補助対象の総勤務時間

・「別記 3 様式 2」外部専門家配置事業「（4）— 2 雇用等に係る経費」①旅費・人件費等総額、②補助対象の総勤務時間

各学校法人におかれましては、年度末の実績報告に向けたご準備等をお願いいたします。

10. 本件問合せ先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL：03-6734-3192

E メール：seika@mext.go.jp

11. 本通知の送付に係る問合せ先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当

E メール：S1121501@section.metro.tokyo.jp

＊お問合せについてはメールでお願いいたします。